

福島県環境審議会（令和 8 年 6 月 1 6 日開催）における意見と対応

令和 8 年 1 0 月 6 日
一般廃棄物課
産業廃棄物課

No.	項目	意見等	当日の回答（朱書きは追加回答）	委員	担当課
1	計画の進行管理	現行での達成率の計算では、分母が目標値で分子が現況値になっており、この計算では、リサイクル率は達成率が高いということになってしまう。 目標値と計画策定時の現況値の差を分母にし、分子を直近の実績値と計画策定時の現況値の差として、達成度合いを図るべき。	目標値に対する達成度合いの記載の仕方を検討してまいります。 →令和 6 年度の実績値が令和 6 年度の目標参考値を達成しているかどうかで判断しました。【資料 1 - 2 - 1 参照】	沼田委員	一般廃棄物課
2	最終処分量	一般廃棄物の最終処分量について、最終処分率として目標値を何らかの形で定めるべき。	目標値として設定することを考えてまいります。 →「1 日当たりの最終処分量」を指標とし、目標値（案）を設定しました。【資料 1 - 1、資料 1 - 1 - 1 参照】	飯島委員 沼田委員	一般廃棄物課
3	目標値の設定	全国平均値の予測値を目標値とすることとしているが、参考資料 1 のグラフを見ても相当難しい目標値なのではないか。	東日本大震災やその後の度重なる地震、台風等による水害で増えてしまい、全国より高い状態で、ほぼ並行して減っていくという形になっています。 目標値の設定について、今後具体的に審議会の場で相談してまいりたい。 →目標値（案）を設定しました。【資料 1 - 1、資料 1 - 1 - 1 参照】	中野委員	一般廃棄物課

No.	項目	意見等	当日の回答（朱書きは追加回答）	委員	担当課
4	ごみ排出量ワースト1位	ごみワースト1位からの脱却について、何とかしないといけない、ワースト1位脱却のためにこういうことをやりますということを全体の構成にしていた方が、県民に届き、意味のあるものになると思うので、御検討いただきたい。	法の趣旨と御指摘を踏まえ、今後県計画の記載を検討してまいります。	沼田委員	一般廃棄物課
5	市町村支援	市町村は自分のことに対応するのに精いっぱいなところがあるように見受けられ、他の市町村の状況を見る余裕が感じられない、国からの情報提供もあり追いついてないような印象を受けるときがあるので、各市町村がどういう取組をしているのかを県全体で共有するような、県による情報提供・集約・共有の機能がとても大事だと思う。施策の大きな柱として入れた方がいい。	現在、市町村との連携推進会議を設けており、市町村の取組を共有したり、取組を促したりしているので、そういった県の役割を計画に盛り込めるように考えてまいりたい。 県が情報収集機能を担い市町村支援を行っていくことを計画の中に入れ込んでまいりたい。	沼田委員	一般廃棄物課
6	食べ残しゼロ協力店	食べ残しゼロ協力店について、一般的に利用する頻度が高いコンビニにもっと協力を求めているかどうか。	引き続き、認定数の拡大に向けて周知に努めてまいります。	長渡委員	一般廃棄物課
7	有料化の効果	27市町村が指定ごみ袋を使用しているということだが、指定ごみ袋のあるところとないところでごみの排出量は違うのか。	令和5年度時点で27市町村が有料化を実施しており、実施していない市町村よりも1人1日当たりのごみ排出量が226グラム少ない。	西村委員	一般廃棄物課
8	広域化・集約化	資料にごみ処理の広域化・集約化と書いてあるが、福島県は広く、福島市や郡山市と小さな自治体では状況が違うので、その地域によって状況が異なることを踏まえた施策を打つことをしっかり書き込んでいただきたい。	社会情勢を踏まえて、今後中長期的な視点でのごみ処理の広域化・集約化に係る計画を策定してまいります。その中で、各市町村の実情や御意見を伺いながら、方向性を検討し、施策として追加してまいります。 →計画策定に向けた今後のスケジュールを整理しました【資料1-2-2参照】	沼田委員	一般廃棄物課

No.	項目	意見等	当日の回答（朱書きは追加回答）	委員	担当課
9	リユース	リユースを前に進めるという方針が、あまり見えない。各自治体がリユースを進めるよう県が後ろからプッシュするような取組をすべき。	リユースは市町村で取り組んでいるところであり、県では市町村を支援する立場から、令和6年度に立ち上げたごみ減量市町村連携推進会議の中でも取組の共有を図っているところです。 市町村に補助を行う事業も行っているので、県が応援するという方向性の記載を考えてまいります。 →リユースについて、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1-2-3参照】	沼田委員	一般廃棄物課
10	堆肥化	堆肥化の推進について、乾燥機の補助・助成はしているが、乾燥した堆肥の行先がない。出口がはっきりした施策を検討していただきたい。 全国でいちばん排出量の少ない村が長野県内にある。生ごみは全部捨てずに、家で堆肥化しており排出量が非常に少ない。福島県も同様の取組ができると思うので、推進をお願いしたい。	堆肥を農家に還元して使う取組をしている市町村もあるので、資源を循環させるという観点で書き込んでいければと考えております。 →生ごみの堆肥化について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1-2-4参照】	西村委員	一般廃棄物課
11	クマ対策	コンポストやごみをあさるクマが出てしまう可能性があるので、庭先でのコンポスト、生ごみの処理の仕方は気をつけていただきたい。	市町村と連携して注意喚起してまいりたい。 →自治体のクマ対策について、例示しました。【資料1-2-4参照】	今野委員	一般廃棄物課
12	剪定枝	雑草や自宅の切り落としの枝を燃えるごみに出している。切り落としの枝を炭にできる施設について検討していただきたい。	剪定枝を回収して資源化している市町村もあるので、そういった取組を市町村との連携推進会議の中で共有してまいります。 →剪定枝の資源化について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1-2-4参照】	西村委員	一般廃棄物課

No.	項目	意見等	当日の回答（朱書きは追加回答）	委員	担当課
13	バイオマス資源	廃棄物には生ごみもあれば剪定枝もあるので、バイオマス資源を有効利用していくとの観点を入れていただきたい。それがひいては、カーボンニュートラルや脱炭素化につながっていく。	生ごみの堆肥化など、循環資源として廃棄物をリサイクルしていく取組があるので、食品廃棄物削減の観点でもバイオマス資源の活用を計画の中に盛り込んでまいりたい。 →バイオマス資源について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料１－２－４参照】	丹野委員	一般廃棄物課
14	バイオマス資源	各行政機関の他分野にまたがった形で廃棄物が発生するので、行政機関の中で横串を刺す形で議論を展開できると、県内全域のごみ行政がもう少し活発化する。縦割り行政で話がうまく進まないところもあるので、廃棄物も一つのバイオマス資源という形で幅広く捉えていただき、バイオマス産業都市の推進など、縦割り行政ではなく横串を刺すような施策を考えていただきたい。	横串を刺すような各自治体の取組について、県では市町村との連携推進会議を設けているが、国が資源循環自治体フォーラムを行っており、今年度、県内で東北地方のフォーラムを開催する予定がある。こういった中で、先進的な取組を共有してまいりたい。 また、バイオマスの活用はごみ減量への効果が期待できる観点から、関係部局と連携して取り組んでまいりたい。 →バイオマス資源について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料１－２－４参照】	丹野委員	一般廃棄物課

No.	項目	意見等	当日の回答（朱書きは追加回答）	委員	担当課
15	太陽光パネル	ソーラーパネルはあと十数年ぐらいすると、大量に廃棄が出てくるという話を聞いており、今後処分がどうなるのか心配になってくる。事業者が処分することになっていると思うが、その事業者も最後までいるかどうか分からない中で、出てきた時に県で対応できるのかという不安がある。対策や考えはあるのか。	これから太陽光発電の耐用年数が過ぎて、あと10～20年くらい後に廃棄物が大量に発生するとされています。 太陽光パネルは産業廃棄物であり、排出者は事業者だが、解体を委託すると工事業者が排出者となります。 廃棄するのであれば、廃棄物処理法にのっとって適正に処分するよう指導してまいります。 資源が含まれているので、国がリサイクルを義務化してリサイクルを推進していくという流れがあり、今後、国が認定した計画の中で事業者がリサイクルを進めていきます。 県でも他部局で試行的に太陽光パネルリサイクルの体制づくりを進めております。 →廃太陽発電パネルの処理について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1－2－5参照】	長渡委員	産業廃棄物
16	啓発	生ごみを減らさないとこうなってしまう、このまま行けばこんな社会になってしまう、子供たちにこんな影響が出てしまうといった危機感や、私1人ぐらいという意識ではこの先やばいということをして一般廃棄物を抑制する取組として分かりやすく目立つ形でのアピールがあってもいいのではないかな。	ごみ処理経費の縮減のみならず、最終処分場のひっ迫や気候変動の観点でも重要であることを伝えながら、取組を進めてまいります。 →気候変動対策について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1－2－6参照】	渡部委員	一般廃棄物課

No.	項目	意見等	当日の回答（朱書きは追加回答）	委員	担当課
17	脱炭素化	循環経済・リサイクルはしっかり書き込んであるが、脱炭素化があまり見えてこないなので、具体的な対策として何をやるかを掲げた方がいい。	廃棄物処理では、焼却時の温室効果ガスや最終処分場から発生するメタンなどが気候変動に関連するとされているので、発生抑制や再資源化を進めることや、天然資源の採取を抑制し、エネルギーの消費の削減につなげていくという内容を記載してまいりたい。 →気候変動対策について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1-2-6参照】	飯島委員	一般廃棄物課
18	D X 化	本当に使えるデジタル技術になるように、少し具体化したり、事業者がやることと県でやることを考えたらいいのではないかなと思う。	デジタル化は、事業者のニーズを丁寧に伺いながら、制度面も含めて検討してまいりたい。 A I は、処理業者の選別作業に利用されているが、大規模な施設を作る必要があるため、導入に向けた事前の研究も含めて支援してまいりたい。 →静脈産業におけるDX化の取組について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1-2-7参照】	飯島委員	産業廃棄物
19	不法投棄	不法投棄発見時の対応について、広く周知をお願いしたい。	不法投棄の通報について、6月と10月を不法投棄防止強調月間として普及啓発を行っております。 住民が直接県に通報、市町村を経由して県に通報というパターンがあります。不法投棄は早期発見・早期改善が重要であることから、今後も引き続き取組を進めてまいりたい。 →産業廃棄物の不法投棄防止の取組について、これまでの主な取組や国の動向、今後の県の施策の方向性を整理しました。【資料1-2-8参照】	西村委員	産業廃棄物

福島県廃棄物処理計画における進行管理

令和 8 年 1 0 月 6 日

一 般 廃 棄 物 課

産 業 廃 棄 物 課

凡例 ○：令和 6 年度の実績値が目標値、または令和 6 年度時点の目標参考値に達している。
 ×：令和 6 年度時点の目標参考値に達していないまたは現状で推移すると目標を達成できない。
 －：目標値を定めていないまたは評価できない。

項目名	指標名	計画策定時の実績値	R6 実績	R6 目標参考値	目標値	達成状況	担当課
一般廃棄物（ごみ）処理に関連する施策	一般廃棄物の排出量 （県民 1 人 1 日当たり） （g/人・日）	1,035 （R 元）	953	955※1	923 以下 （R8）	○	一般廃棄物課
	一般廃棄物のリサイクル率 （％）	12.7 （R 元）	13.5	15.1※1	16.0 以上 （R8）	×	一般廃棄物課
	一般廃棄物の 1 日当たりの 最終処分量 （t/日）	255 （R 元）	171	180※2	150 以下 （R8）	○	一般廃棄物課
	食べ残しゼロ協力店・ 事業所数【累計】 （店・事業所）	582 （R2）	823	1,000 以上※3	1,200 以上 （R8）	×	一般廃棄物課

※1 目標値を達成するため、毎年度一定割合で向上させていくと仮定した場合の令和 6 年度の値。福島県総合計画で示している。

※2 7 年間（R2～R8）で 105 t、年間 15 t 削減することを前提に計算した値。

※3 目標値を達成するため、毎年度一定割合で増加させていくと仮定した場合の令和 6 年度の値。福島県環境基本計画等で示している。

凡例 ○：令和6年度の実績値が目標値、または令和6年度時点の目標参考値に達している。
 ×：令和6年度時点の目標参考値に達していないまたは現状で推移すると目標を達成できない。
 —：目標値を定めていないまたは評価できない。

項目名	指標名	計画策定時の実績値	R6 実績	R6 目標参考値	目標値	達成状況	担当課
一般廃棄物（ごみ）処理に関連する施策	市町村の災害廃棄物処理計画策定率※2（%）	15.25 (9 市町村) (R2)	69.49 (41 市町村)	86.44※1 (51 市町村)	100 (59 市町村) (R7)	×	一般廃棄物課
	みんなでエコチャレンジ事業参加世帯数（世帯）	3,347 (R2)	R4 事業終了 ※3		30,000 以上 (R8)		環境共生課
	家庭への生ごみ処理機等導入助成実施市町村数（市町村）	25 (R 元)	40 ※コンポスト等を含む	—	増加を目指す	○	一般廃棄物課
	資源物の集団回収への援助措置実施市町村数（市町村）	28 (R 元)	32	—	増加を目指す	○	一般廃棄物課
	ごみ処理有料化実施市町村数※4（市町村）	27 (R 元)	27	—	増加を目指す	×	一般廃棄物課
	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数（累計）（製品）	100 (R2)	133	—	130 以上 (R8)	○	環境共生課

※1 本計画策定時に市町村から聞き取った災害廃棄物処理計画策定期の見込みを基に定めた値。福島県総合計画で示している。

※2 市町村の災害廃棄物処理計画策定率 R7:93.22% R8:100%（予定）

※3 事業は終了したが、引き続き、福島県環境アプリ上で家庭でのエコ活動の実践を推進している。

※4 ごみ処理有料化実施市町村数 R7:27 R8:28

凡例 ○：令和6年度の実績値が目標値、または令和6年度時点の目標参考値に達している。
 ×：令和6年度時点の目標参考値に達していないまたは現状で推移すると目標を達成できない。
 —：目標値を定めていないまたは評価できない。

項目名	指標名	計画策定時の実績値	R6 実績	R6 目標参考値	目標値	達成状況	担当課
生活排水処理に関連する施策	汚水処理人口普及率 (%)	83.7 (R 元)	87.9	94.2※1	97.4 (R12)	×	下水道課
	浄化槽設置整備事業等実施数 (浄化槽設置整備事業) (基)	692 (R 元)	393	—	増加を目指す	○	一般廃棄物課
	浄化槽設置整備事業等実施数 (公共浄化槽等整備推進支援事業) (基)	190 (R 元)	88	—	増加を目指す	○	一般廃棄物課
	浄化槽法定検査受検率 (7 条検査) (%)	86.4 (R 元)	86.9	—	増加を目指す	○	一般廃棄物課
	浄化槽法定検査受検率 (11 条検査) (%)	31.3 (R 元)	36.5	—	増加を目指す	○	一般廃棄物課
	窒素・りん除去型浄化 槽設置基数 (累計) (基)	154 (R 元)	213	—	464 (R12)	×	水・大気環境課

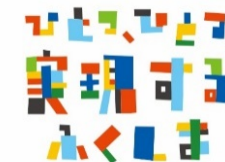
※1 目標値を達成するため、毎年度概ね一定割合で向上させていくと仮定した場合の令和6年度の値。福島県総合計画で示している。

凡例 ○：令和6年度の実績値が目標値、または令和6年度時点の目標参考値に達している。
 ×：令和6年度時点の目標参考値に達していないまたは現状で推移すると目標を達成できない。
 —：目標値を定めていないまたは評価できない。

項目名	指標名	計画策定時の実績値	R6 実績	R6 目標参考値	目標値	達成状況	担当課
産業廃棄物処理に関連する施策	産業廃棄物の排出量 (万 t/年)	772.2 (R 元)	674.7	770 以下	770 以下 (R8)	○	産業廃棄物課
	産業廃棄物の再生利用率 (%)	54 (R 元)	52	52 以上	52 以上 (R8)	○	産業廃棄物課
	産業廃棄物の最終処分率 (%)	7 (R 元)	10	—	6 以下 (R8)	×	産業廃棄物課
	産業廃棄物の優良事業者認定数 (収集運搬業者) (件)	142 (R 元)	191	—	増加を目指す	○	産業廃棄物課
	産業廃棄物の優良事業者認定数 (処分業者) (件)	8 (R 元)	12	—	増加を目指す	○	産業廃棄物課
	産業廃棄物の不法投棄 【10 t 以上】 (モニタリング指標) (件)	5 (R 元)	5	—	減少を目指す	×	産業廃棄物課
	産業廃棄物の不法投棄 【投棄量】 (モニタリング指標) (t)	266 (R 元)	155	—	減少を目指す	○	産業廃棄物課

凡例 ○：令和6年度の実績値が目標値、または令和6年度時点の目標参考値に達している。
 ×：令和6年度時点の目標参考値に達していないまたは現状で推移すると目標を達成できない。
 —：目標値を定めていないまたは評価できない。

項目名	指標名	計画策定時の実績値	R6 実績	R6 目標参考値	目標値	達成状況	担当課
	P C B 廃棄物の保管数量 【変圧器・コンデンサー・安定機等】 (モニタリング指標) (台)	19,926 (R元)	1,456	—	全量処分を目指す	○	産業廃棄物課
	建設副産物リサイクル率 【アスファルト塊・コンクリート塊】 (モニタリング指標) (%)	100 (R2)	100	—	100を目指す (R12)	○	技術管理課

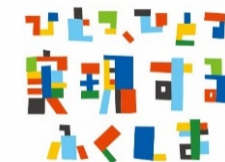


資料 1 - 2 - 2

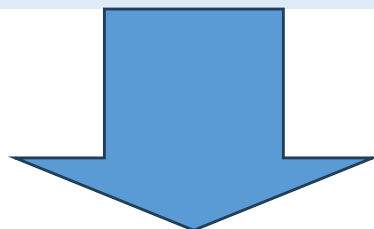
ごみ処理の広域化・集約化について

福島県生活環境部一般廃棄物課

福島県長期広域化・集約化計画の策定



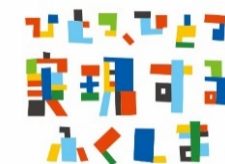
- ・ 近年の人口減少傾向に見合ったごみ処理体制検討の必要性を改めて認識
 - ・ 3～4割の市町村等がごみ処理の広域化・集約化を希望
 - ・ 財政負担の軽減
 - ・ 循環型社会推進交付金の交付率の嵩上げ
- etc.



<令和8年6月12日付け8環保第530号通知>

**令和10年度末を目処に、
「福島県長期広域化・集約化計画」を策定**

計画策定に向けて(令和8年度)



6～7月

<令和8年6月12日付け8環保第532号照会>

現在の一般廃棄物処理施設の状況・広域処理に関する意向の調査

処理能力、施設の老朽化状況、長寿命化・更新計画、自区域外からの廃棄物受入余力、
広域処理の現在及び将来的な意向 etc.

8～10月

調査結果を基に必要に応じて市町村等にヒアリング(訪問 or Web)

調査への回答内容の詳細なヒアリング、施設の状況確認

10月

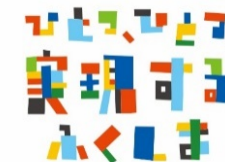
県内のごみ処理に関する基礎資料等を整理し、計画骨子案を作成。

10～12月

ブロック単位での事務方レベルの検討会を立ち上げ、骨子案について
議論・意見聴取。

※今後の作業（ヒアリング等）の時期については、現時点での目安

計画策定に向けて(令和9～10年度)



令和9年度

福島県長期的広域化・集約化計画案策定業務

令和8年度に取りまとめた計画骨子を踏まえ、以下の点を精査する。(民間業者に委託予定)

- ・ 広域化ブロック区割りの設定見直し
- ・ 広域化ブロック区割り・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- ・ 広域化・集約化により得られる効果の分析

意見・提案

ごみ処理広域化・集約化協議会※

- ・ 福島県
- ・ 全市町村・一部事務組合

第1ブロック

第2ブロック

第3ブロック

ブロック協議会※

- ・ 福島県
- ・ 各ブロックの市町村・一部事務組合

検討結果、計画たたき台の提示

協議会の合意後、計画素案の作成

令和10年度

計画素案のブラッシュアップ、計画策定

※協議会の構成について
現時点での想定

再使用（リユース）の推進について

1 これまでの主な取組（現行の廃棄物処理計画での施策）

再使用（リユース）の推進

- マイボトル、マイカップの使用を促進するとともに、事業者に対し、使用済みのものを回収して再度使用することができるリユース・リターナブル製品の製造、販売に取り組むよう促します。
- 市町村が行っている再生家具等の譲渡会について住民に情報提供を行い、民間団体等が実施するフリーマーケットなどの利用を促進します。

【主な市町村・一部事務組合の取組】

○民間事業者との連携による再使用（リユース）推進

県内自治体と民間事業者（ジモティー、おいくら、メルカリ等）が協定を締結し、地域内で不要品の譲り合いや買取の一括査定、販売を行っている。

①（株）ジモティー

●官民連携リユース拠点「ジモティースポット」の開設

- ・ジモティースポット郡山希望ヶ丘店（R8. 1. 29～東北初出店）
- ・ジモティースポット会津若松（R8. 6. 30～）
- ・ジモティースポットいわき（R8. 9. 10～）

●リユースの啓発

【協定を締結している県内自治体（14 市町村・一部事務組合）】

いわき市（R8. 8. 27）、会津若松市（R8. 6. 24）、西会津町（R8. 3. 10）、須賀川市（R7. 11. 21）、天栄村（R7. 5. 1）、安達地方広域行政組合・二本松市・本宮市・大玉村（R7. 2. 26）、相馬市（R6. 10. 1）、南相馬市（R6. 1. 31）、伊達市（R6. 1. 17）、郡山市（R5. 1. 16）、福島市（R4. 12. 21）

②（株）マーケットエンタープライズ（おいくら）

【協定を締結している県内自治体（12 市町村・一部事務組合）】

須賀川市（R7. 11. 21）、会津坂下町（R7. 2. 26）、安達地方広域行政組合※・二本松市・本宮市・大玉村（R7. 2. 26）、相馬市（R6. 8. 28）、南相馬市（R6. 1. 31）、伊達市（R6. 1. 17）、会津若松市（R6. 1. 4）、郡山市（R5. 11. 24）、福島市（R4. 12. 21）

※一部事務組合との協定締結は 2 例目

③メルカリ

【自治体による「メルカリ Shops 販売」（2 市町）】

いわき市

※福島県初として、2025 年 10 月 1 日より「メルカリ Shops」で粗大ごみ等のリユース販売を開始。

矢吹町

※2025 年 12 月 22 日より「メルカリ Shops」を活用し、町役場や公民館等で不要になった物品の販売を開始。

2 国の動き等

(1) 「リユース等の促進に関するロードマップ」の策定

リユースを促進するため、令和6年度から検討会や懇談会を開催しており、令和8年3月24日に「リユース等の促進に関するロードマップ」を策定した。(図1参照)。

ロードマップでは、目指すべき将来像と取組指標を設定するとともに、事業者・自治体・生活者に対する具体的な施策を整理し、効果的なリユースの推進と資源循環の一層の促進を図ることとしている。

(2) リユースに関する自治体モデル実証事業

令和4年度から自治体モデル実証事業が行われており、令和6年度は郡山市の「リユーススポット実証事業」が採択された。

(3) リユース市場規模調査

平成21年度から3年ごとに調査が行われており、直近では令和6年度に調査しており、2024年の消費者の購入状況から見たリユース市場は約3兆5千億円と推計された。

(4) 市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

平成27年に作成された手引きが、令和7年4月に改訂された。

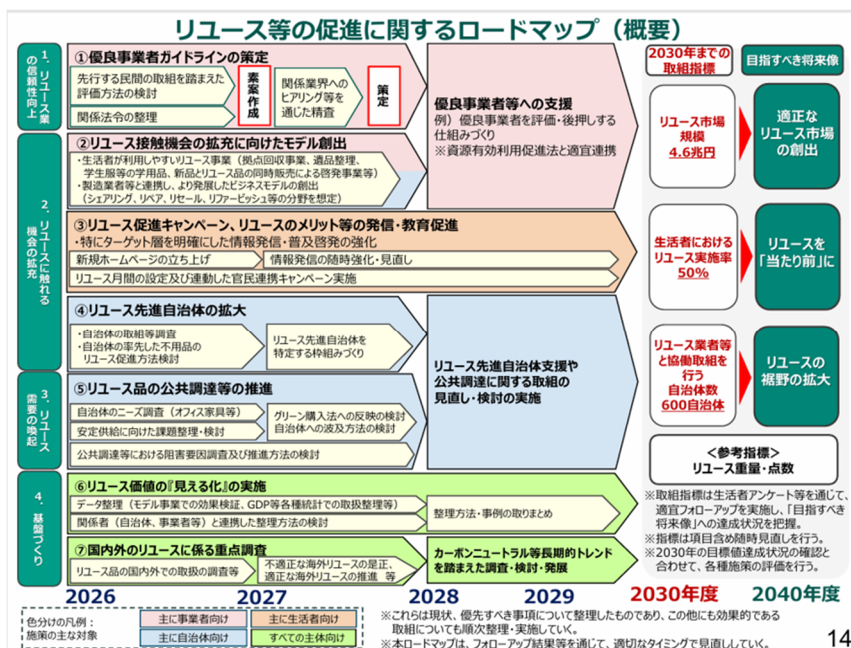


図1 リユース等の促進に関するロードマップ 環境省 令和8年3月 より

3 県の施策の方向性

一般廃棄物の排出を抑制するため、各市町村等が一般廃棄物処理計画等に基づき取組を進めているが、県では、本計画に掲げる目標を達成するために必要な措置等として、以下のとおり市町村への支援に取り組む。

(1) 民間事業者と自治体との連携強化

リユース事業者と自治体との連携を強化し、特に粗大ごみ等のリユースを促進する。

(2) 3R推進ウィーク等に併せたリユース啓発の強化

シェアリング・リペア・リセール等も含めたリユースについて啓発を行い、リユースを身近に感じてもらい、利用を促す。

バイオマス資源（生ごみのたい肥化・剪定枝の燃料化）について

1 これまでの主な取組（現行の廃棄物処理計画での施策）

【リサイクル全般】

市町村に対し、優良事例の導入や地域特性を踏まえた取組を促します。

【主な事業】

○ごみ減量・資源化取組実践支援事業（R 7）

市町村が行う生ごみ処理機購入補助への支援を行った。

○ごみ減量・資源化取組実践支援事業（R 8）

家庭から発生する剪定枝や雑木等の処理を民間業者に委託し、資源化する事業への支援。（実施中）

【食品廃棄物のリサイクル】

食品廃棄物のリサイクル促進モデル事業の結果を市町村に情報提供し、広く普及を図るなど、食品廃棄物のリサイクルに積極的に取り組めます。

【主な事業】

○ごみ減量モデル事業（R 6）

県内3市町に協力をいただき、81世帯を対象に2ヶ月間家庭で排出する燃えるごみの量等をモニタリングしながら、生ごみをダンボールコンポストにより堆肥化するモデル事業を実施し、結果を市町村と共有した。

○ごみ減量モデル事業（R 4）

業務用大型生ごみ処理機による食品廃棄物のたい肥化のモデル事業を実施し、結果を市町村と共有した。

2 国の動き等

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

5つの重点分野の1つに「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」を設定。地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築、中核的人材の育成、食品ロス削減、食品循環資源の肥飼料化・エネルギー等への活用、有機廃棄物や未利用資源等のバイオマス資源の肥料やエネルギー等としての循環利用の促進を国の取組としている。

（2）長野県南牧村等の取組

生ごみを可燃ごみとして収集せず、各家庭での堆肥化や処理機による乾燥処理を徹底することで、全国トップクラスのごみ排出量削減を実現。

3 県の施策の方向性

一般廃棄物の排出を抑制するため、各市町村等が一般廃棄物処理計画等に基づき取組を進めているが、県では、本計画に掲げる目標を達成するために必要な措置等として、以下のとおり市町村への支援に取り組む。

(1) 再生利用（リサイクル）の推進

現計画での取り組みの一部（優良事例の導入や地域特性を踏まえた取組の促進等）を継続するほか、草・剪定枝の燃料化の促進などを施策に追加。

(2) 地域循環共生圏の創造

市町村と地域の民間業者等のマッチング等により、食品残さの処理を地域の民間業者に委託し、たい肥化するなど、地域ならではの特性に応じた循環システムの構築の促進を施策に追加。

参考 生ごみたい肥化取組の事例（長野県南牧村ごみカレンダーより）

ゴミの分け方と出し方

袋には必ず名前を書いてください。

ごみカレンダーや分別収集の手引きなどホームページでも確認することができます。
資源物専用ゴミ袋の使い方はホームページに掲載しております。



可燃ゴミ

- 紙くず、レシートなどの感熱紙、紙おむつ（汚物を取り除いてください）、汚れた新聞紙やダンボール、汚れをきれいに落とすことができないなどの限られたその他プラスチック製品（納豆の容器など）が対象になります。
- 金属類や生ゴミ（生ゴミ処理機で乾燥させたものを除く）は入れないでください。
- 事業系ゴミは回収できません。



生ゴミ

- 優良な堆肥となりますので、家庭での処理をお願いします。
- 生ゴミ処理機で十分に乾燥させたものは、可燃ゴミといっしょに出すことができます。
- 村では、コンポストや電気分解式の家庭用生ゴミ処理機を購入する際、購入価格の2分の1（限度額5万円）を補助しています。
- 株式会社と直接契約し、生ゴミを有料で回収してもらうこともできます。詳しくは株式会社（TEL.0267-96-2544）までお問い合わせください。



その他プラスチック

このマークのあるもので軟質系のものが対象です。

- プラマークがあるもので、手で握って形が変わる物など軟質系のプラスチック。
- お菓子やパンなどの袋、レジ袋、ラップ、食品などのフィルム状の包み。
- プリンのカップやシャンプーボトルなど硬質系のプラスチックは埋立ゴミへ。
- 汚れているものは水洗いしてください。
- 紙、金属類、生ゴミは入れないでください。



ペットボトル

このマークのあるものが対象です。

- キャップ・ラベルをはずして、中を軽く水洗いしてください。
- キャップ、ラベルは**その他プラスチック**になります。
- マークがないものは**埋立ゴミ**として出してください。

※スーパーマーケットなどの回収もご利用ください。



びん類

- ふたとふたの受け部分（中栓）をはずし、中を洗ってください。ふたと受け部分は**埋立ゴミ**に出してください。
- びんに貼ってある紙は剥がさなくても構いませんが、びんに巻いてある紙やラベルは取り除いてください。
- びんの色の分別は、びんの口を上から見ることで簡単にできます。
- 資源物専用袋に入れ、「茶色びん」「透明びん」「その他びん」の該当するところに〇を付け、必ず名前を書いて出してください。
- 割れたびんも入れて構いませんが、できるだけ割らないようにしてください。
- ビールびん・清酒びん・一升びん・牛乳びんなどは、購入した販売店の引き取りや廃品回収に出してください。なお、これらを利用できない場合は、色ごとに分別し、袋に入れてびんの回収に出してください。
- 化粧品びん・油用のびん・ガラスコップ・陶磁器類・耐熱ガラス食器などは**埋立ゴミ**としてコンテナに入れて出してください。
- ラムネのびんのふたとビー玉は、**埋立ゴミ**として出してください。

茶色のびん	以下のびんのうち表面が茶色のもの。 栄養ドリンク・クリップ・養命酒・カルピス・ウイスキーなど
無色透明のびん	以下のびんのうち表面に色がなくて透き通っているもの。 ジュース・コーヒーマー・調味料・ジャム・のり・缶詰・キムチ・焼酎・ウイスキーなど 表面がギザギザやザラザラのガラス模様などが付いているびんも対象。
その他の色のびん	以下のびんのうち表面に青・緑・黄・白・黄などの色が付いているもの。 ウイスキー・ワイン・酎・ラムネなど 淡く色がかったびんも対象。



インクカートリッジ

- 役場1階階段横、中央公民館、野辺山出張所に設置してある回収BOXへ。

ゴミの分け方と出し方

可燃ゴミ 生ゴミ その他プラスチック ペットボトル びん類 インクカートリッジ

めくってご覧ください

生ゴミ

- 優良な堆肥となりますので、家庭での処理をお願いします。
- 生ゴミ処理機で十分に乾燥させたものは、可燃ゴミといっしょに出すことができます。
- 村では、コンポストや電気分解式の家庭用生ゴミ処理機を購入する際、購入価格の2分の1（限度額5万円）を補助しています。
- （株）トーションと直接契約し、生ゴミを有料で回収してもらうこともできます。

※ 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 (R 6)

長野県 769 g

長野県南牧村 282 g 全国 1 位 (福島県内の帰還困難区域に係る町村を除く)

クマ対策・注意喚起の事例

○環境省

市街地や集落など、住宅周辺での誘引物対策	
コンポスト	・極力、においを抑えるために、定期的に土や腐葉土、石灰、発酵促進剤を投入します。 ・肉や魚、果物など、強いにおいを放つものは投入を控えるようにします³。
発酵食品、ペットフード ペンキ塗料など	・屋内で保管するようにします。また、クマが屋内に侵入できないよう設備を強化することも重要です。

クマ類の出没対応マニュアル（令和３年 環境省）より

○会津坂下町



コンポストの使用にはひと手間加え、臭いが出ないようにしましょう。

コンポストは、その特性から熊の誘因物となる懸念があります。
コンポストを正しく使用し、生ごみの減量化に努めましょう。

- ・コンポストは密閉式のものを使用する。
- ・生ごみを入れる際は、臭いの強いものは入れない、土をかぶせて臭いが出ないようにする。
- ・発酵促進剤を使用する。
- ・近くに熊の目撃があった場合は、使用を中止する。

会津坂下町 HP より

○南相馬市

【コンポストの使用に注意してください】

コンポストによる生ごみのたい肥化は、ごみ減量には有効ですが、クマが生ごみを食べていたという事例もあり、注意が必要です。

肉や魚などの臭いの強いものはコンポストへの投入を控え、土や腐葉土をこまめに混ぜるなど、においを抑えるようにしてください。

南相馬市 HP より

廃太陽光発電パネルの処理について

1 これまでの主な取組（現行の廃棄物処理計画での施策）

現行計画では、廃太陽光発電パネルの再生利用及び適正処理に係る体制の確保に向けて、事業者への情報提供や再生利用を行う施設の設置を支援することとしてきた。

2 現状

- 本県では、震災以降、「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現を目指し、各種施策により太陽光発電パネルの導入拡大が進んでいる。
- 国の予測では、2030 年代後半以降に太陽光発電パネルの排出量が顕著に増加し、全国で年間最大 50 万 t 程度に達するとしている。
- 最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、国は太陽光発電パネルの廃棄に関係する者へリサイクルを義務化するための法案を作成し、本法は令和 8 年 5 月 29 日に可決、成立した（法の概要は後述のとおり）。

3 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

- 国は、法に定める基準に基づき、廃太陽光発電パネルのリサイクルに向けた取組や廃棄に係る計画の届出を発電事業者へ義務付けるとともに指導、命令等を行う。
- 国にリサイクル事業に係る計画の認定を受けた事業者は、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可が不要（施設の設置許可は必要）となる。
- 製造・輸入業者及び販売業者は、環境に配慮した太陽光発電パネルの設計や含有物質に関する情報提供に努めなければならない。

4 県の施策の方向性

廃太陽光発電パネルの再生利用及び適正処理に係る体制の確保に向けて、現行計画から引き続き再生利用を行う施設の設置支援等を行うだけでなく、効率的且つ適正な処理体制を検討していく。

廃棄物処理計画における気候変動対策について

1 これまでの主な取組（現行の廃棄物処理計画での施策）

【紙ごみのリサイクル】

事務所から発生する廃棄文書を焼却せずに、溶解処理して再生紙として活用するなど、紙類のリサイクルに取り組みます。

【主な事業】

○ 福島県庁廃棄文書リサイクル実証試験（R6）

3種類の容器（A4コピー用紙の空き箱、業者が用意した専用ダンボール箱、専用ストッカー）に廃棄が決定した文書等を詰め込み、搬出・溶解処理を行った。

処理実績 13,522kg（令和6年度文書廃棄量の約7.5%）

○ 福島県事業系紙ごみのリサイクル推進事業補助金（R6～）

これまで焼却処分していた廃コピー用紙を溶解処理してリサイクルしようとする事業者に費用の一部を補助する事業。

ごみ処理施設の計画的な整備及び維持管理の促進

【施設整備】

施設を新設又は改修等する際は、二酸化炭素を極力排出しない施設やエネルギー効率が高い施設を整備するよう、市町村等に対し先進的事例の情報を提供するなど、技術的な助言等を行います。

【主な一般廃棄物処理施設整備事業】

福島市	エネルギー回収型廃棄物処理施設	120t/日	R5～9
田村市	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	78t/日	R5～7
会津若松地方広域市町村圏整備組合			
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	196t/日	R3～7
双葉地方広域市町村圏組合			
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	40t/日	R3～6

2 国の動き等

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

課題（気温上昇・種の絶滅が加速）への主な政策的対応として、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）を規定。

（2）ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る通知（令和6年3月）

広域化・集約化の必要性の中に気候変動対策の推進を記載。

（3）福島県気候変動対策推進計画（令和8年3月）

特に力を入れる県の施策として一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、廃棄物熱回収施設の整備促進、エネルギー・環境・リサイクル関連産業の育成・集積を記載。

3 施策の方向性

これまで進めてきたごみ減量・資源循環の取組が温室効果ガスの排出抑制に繋がっているが、以下の取り組みを施策に追加する。

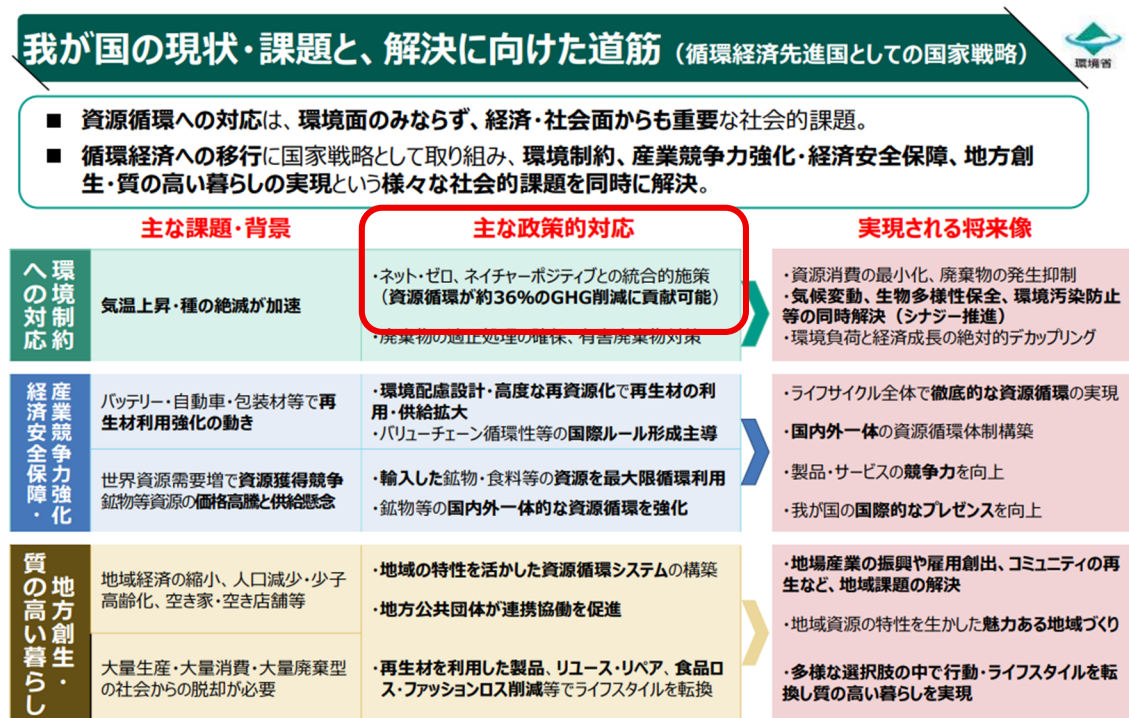
(1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

地域における資源循環の取組を拡大するため、民間企業等が有する技術やネットワークを活用し、民間企業等と市町村・一部事務組合とのマッチングを図り、ごみ減量・資源循環を推進する。

(2) ごみ処理の長期広域化・集約化及び施設の維持管理の促進

今後策定する「ごみ処理長期広域化・集約化計画」に沿った長期的なごみ処理の広域化・集約化及び施設の適正な維持管理により、気候変動対策・脱炭素化を促進していく。

【参考】



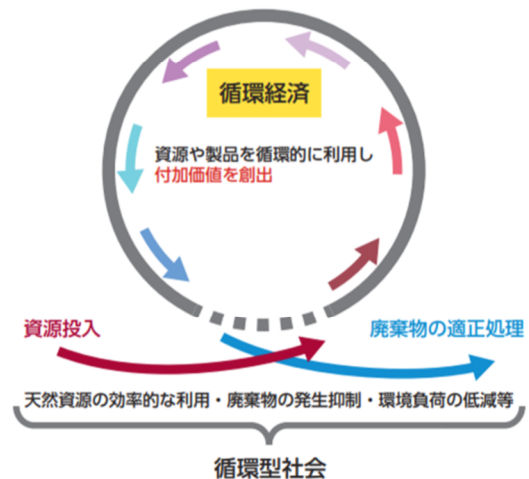
循環型社会形成推進基本計画（概要）より

第1節 循環経済について

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、廃棄物等を資源として、有効に活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるものです（図1-1-1）。さらに、気候変動や生物多様性の保全といった環境面の課題に加え、地域活性化や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障の確保にも資するものであり、政府が掲げる「強い経済」を実現するための成長戦略にも、貢献するものです。

資源循環の取組を進めることで、我が国の温室効果ガス排出量のうちの約36%に相当する製造業、貨物の運輸、工業プロセス、製品の使用、廃棄物等の部門由来の排出量の削減に貢献することができると推計されています。

図1-1-1 循環経済への移行



資料：環境省

令和8年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 より

気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。2021年に5年ぶりに改定された地球温暖化対策計画においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととされた。

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は2020年度で約3,968万トンCO₂と我が国全体の約3.5%を占めている。一方、廃棄物の焼却時に廃棄物発電等の熱回収を行うことや、廃棄物系バイオマスのメタン発酵で得られるメタンの回収及びこれを用いた発電や熱源としての活用、燃料としての利用等によるエネルギー起源CO₂の削減や、資源循環の取組等を通じた他分野における温室効果ガス排出量の削減に貢献することが可能である。

廃棄物・資源循環分野においても2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとする資源循環強化の取組を推進し廃棄物の排出を抑制するとともに、焼却せざるを得ない廃棄物についても熱回収の高度化やCO₂の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage: CCUS）等の技術の導入により脱炭素化を推進する必要がある。廃棄物処理施設の整備に当たっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に進めることが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、エネルギー回収施設にあっては更なるエネルギー回収効率の向上や十分なエネルギー回収量の確保が期待されるとともに、産業施設における大規模熱利用やメタンガスの都市ガス原料利用などの地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入により、温室効果ガス排出削減が可能となる。その際、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要である。

各都道府県廃棄物行政主管部（局）あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知 令和6年3月29日付け環循適発第24032923号「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」より

福島県気候変動対策推進計画の概要（計画期間：令和8年度～令和12年度）									
第3章 緩和策の推進に関する取組									
分野	削減目標		2030年度に目指す姿	県の取組 省エネ（○）・再エネ（●）・共通（★）	期待される取組				
	2022年度	2030年度			県民（○）・事業者（●）・共通（◎）	市町村（■）			
産業部門	3,855 削減率▲17% （▲32%）	2,903 削減率▲49% （▲49%）	・照明器具の販売台数に占めるLED照明の割合を100%に ・高効率モーター普及率を現状の約1.3倍（約85%）に ・県内のEV保有台数を現状の約1.5倍（約6千台）に ・貨物車輦の平均燃費を約10%向上し、約4.4km/Lに	○ 企業の排出量の見える化や脱炭素経営計画の策定 ★ 企業の省エネ・再エネ設備の導入促進 ○ 次世代自動車等の普及促進 ○ エコドライブの推進 ○ 公共交通機関の利用促進 ● 燃料電池自動車等の導入促進	● 排出量の見える化、脱炭素計画の策定 ● 事業所等のLED化や熱利用設備の電化・ガス化、再エネ設備の導入 ● 事業所等の断熱性能の向上、ZEB化	■ 省エネ・再エネ設備の導入や建築物の省エネ化などに関する促進策の周知			
運輸部門	3,681 削減率▲19% （▲13%）	2,879 削減率▲43% （▲32%）	・県内のEV保有台数を現状の約1.5倍（約6千台）に ・貨物車輦の平均燃費を約10%向上し、約4.4km/Lに	○ 次世代自動車等の普及促進 ○ エコドライブの推進 ○ 公共交通機関の利用促進 ● 燃料電池自動車等の導入促進	○ 自家用車・商用車の次世代自動車導入 ○ エコドライブの推進やエコタイヤの導入 ○ 公共交通機関・自転車の積極的な利用 ● 充電インフラ整備・活用	■ 次世代自動車等に関する導入促進策の周知、エコドライブの啓発 ■ 公用車の次世代自動車への転換 ■ 公共交通機関の利用促進			
民生業務部門	2,558 削減率▲40% （▲24%）	1,203 削減率▲58% （▲64%）	・照明器具の販売台数に占めるLED照明の割合を100%に ・空調設備の通年エネルギー効率（APF）を現状の約1.3倍（6.4）に	○ 建築物の低炭素化の推進 ○ 排出量の見える化の支援等 ★ 企業や公共施設等の省エネ・再エネ設備の導入促進	● 事業所等の断熱性能の向上、ZEB化 ● 排出量の見える化、脱炭素計画の策定 ● 事業所等のLED化や熱利用設備の電化・ガス化、再エネ設備の導入	■ 省エネ・再エネ設備の導入や建築物の省エネ化などに関する促進策の周知			
民生家庭部門	2,922 削減率▲41% （▲17%）	1,472 削減率▲50% （▲33%）	・県内の戸建住宅に占めるZEH戸数を現状の約4.5倍（約1.5万戸）に ・空調設備の通年エネルギー効率（APF）を現状の約1.3倍（6.4）に ・1人1日当たりのごみの排出量を全国平均値以下に（参考値860g/人・日）	○ 住宅の低炭素化の推進 ○ 住宅の木材利用の推進 ○ 住宅用太陽光発電等の導入促進	○ LED照明や省エネ家電の導入 ○ 使用エネルギーの電化への切り替え ○ 住宅のZEH化や高気密・高断熱化、再エネ導入、高断熱材の積極活用	■ 省エネ・再エネ設備の導入や建築物の省エネ化などに関する促進策の周知			
廃棄物部門	480 削減率▲13% （▲32%）	401 削減率▲17% （▲33%）	・1人1日当たりのごみの排出量を全国平均値以下に（参考値860g/人・日）	○ 一般廃棄物・産業廃棄物の減量化及び再資源化の推進 ○ 産業廃棄物回収施設の整備促進	○ ごみの適正な分別・排出 ○ ごみの排出抑制・リサイクル ○ 産業廃棄物の排出抑制・リサイクル	■ 廃棄物の減量化・リサイクルの普及啓発等			
その他温室効果ガス	1,496 削減率▲18% （▲16%）	1,236 削減率▲18% （▲16%）	・県内の作付面積に占める水田中干し延長の割合を30%に ・ふくしまゼロカーボン宣言事業参加団体数を事業所まで11,000事業所、学校版で1,000校に	○ 農業分野における温室効果ガス削減対策の推進 ○ フロン類の排出抑制等の推進	● 生産活動に配慮した水田中干しの適切な実施 ● フロン類機器の適正な管理、回収、処理	■ ネットワーク版の排出抑制の取組			
分分野別	機運醸成実践拡大 51.4%	73%以上	・ふくしまゼロカーボン宣言事業参加団体数を事業所まで11,000事業所、学校版で1,000校に	○ カーボン・オフセットの推進 ○ 地域活性化の推進 ○ 学生や地域との連携による気候変動対策の推進	○ カーボン・オフセットへの理解 ○ 気候変動対策に関する理解 ○ 地域活動の参加、環境配慮行動の実践 ○ 気候変動対策の機運醸成、実践拡大	■ 環境イベントや市民講座等を通じた住民や事業者の意識醸成			
エネルギー分野	省エネ導入率 （2022年度末） 59.7%	省エネ導入率 （2030年度末） 70%	・県内エネルギー需要と比較した再エネの導入量を70%に ・県内定置式水素ステーション整備基盤を20基に	● 再エネ導入拡大 ● 再エネ関連産業の集積 ● 持続可能なエネルギー社会の構築 ● 水素社会の実現	○ 再エネ・水素への理解、住宅等への再エネ設備の導入、再エネ電気の調達 ● 再エネ・水素への理解、事業所等への再エネや水素関連設備の導入等	■ 住民や事業者に対する再エネ・水素の導入促進に向けた普及啓発等			
二酸化炭素吸収源対策	二酸化炭素吸収量 1,591 削減率▲10% （▲10%）	二酸化炭素吸収量 1,516 削減率▲5% （▲10%）	・適正な森林整備等により、現状の森林吸収量を維持・確保	○ 適正な森林整備・森林管理等の推進 ○ 林業振興の推進・育成 ○ 地域資源を活用した取組促進	○ 森林環境の保全活動への関心、参加 ○ 県産材の利用や木製品の選択 ○ カーボン・オフセットの取組推進 ● 森林整備や水質・バイオマスの推進	■ 事業者等と連携したJクレジットの推進 ■ 住民の森林環境保全への意識醸成			
第4章 適応策の推進に関する取組									
分野	課題・将来予測	県の取組	分野	課題・将来予測	県の取組				
自然災害・沿岸域	・気候変動対策を講じない場合、2100年頃には豪雨・豪雪による自然災害の頻発化や激甚化	・流域治水による洪水対策 ・土砂災害対策の推進 ・大雪に対する取組の推進 ・県民の防災意識の向上	自然生態系	・ニホンジカ等の生息域拡大に伴う農林業等への被害の拡大	・ニホンジカ等の計画的な管理等の推進 ・30by30等の取組の推進				
健康	・気候変動対策を講じない場合、2100年頃の熱ストレスによる死亡者数が10%以上増加	・熱中症対策の普及啓発 ・学校活動や農業従事者に対する熱中症対策 ・感染症対策の推進	水環境・水資源	・富栄養化に伴う湖沼やダム湖等の水質の悪化	・公共用水域等の監視等による水質保全の推進 ・湖沼等の情報共有による水資源対策の推進				
農林水産業	・気候変動対策を講じない場合、2100年頃の米の白米熟成発生率が最大20%増加	・高温耐性品種の導入等による取組の推進 ・海洋環境変化の把握等による取組の推進	産業・経済活動	・水災害リスクの増加等による企業の生産力低下や経済活動の停滞	・BCP策定支援等による取組の推進 ・持続可能な観光の取組推進 等				
			国民生活・都市生活	・台風等による水道、下水道等のライフラインへの影響	・水道施設の耐災害性強化等の促進 ・下水道施設の耐災害性強化等の促進				
福島県気候変動適応センターを中心に、研究機関や大学等の関係機関とも連携した情報収集・分析のほか、「コミュニティ福島」の活用等による県民、事業者への情報発信を通じた理解醸成と実践拡大									

福島県気候変動適応センターを中心に、研究機関や大学等の関係機関とも連携した情報収集・分析のほか、「コミュニティ福島」の活用等による県民、事業者への情報発信を通じた理解醸成と実践拡大

福島県気候変動対策推進計画（令和8年3月）の概要より

1 温室効果ガスの排出抑制対策（5）廃棄物部門

県の施策		各主体に期待される役割		国の取組
		県民・事業者	市町村	
【省エネルギー対策の徹底】◆：特に力を入れる取組 ◎：特に期待される役割				
◆	一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進	＜県民＞ ◎ 市町村のルールに従い、ごみの適正な分別・排出を行いましょ ◎ 食品ロスの削減や生ごみの水切りなど、家庭ごみの排出抑制に努めましょ ◎ 人・社会・環境に配慮したエシカル消費に取り組みましょ ◎ プラスチックごみや古紙等の分別・リサイクルに努めましょ	◎ 地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、一事業者として目標を定め、取組を推進します ◎ 地方公共団体実行計画（区域施策編）や廃棄物処理計画を策定し、自地域内の目標を定め、取組を推進します ○ 国や県が実施する取組に積極的に協力します。市民や事業者に対し、廃棄物の減量化やリサイクル推進に向けた普及啓発と実践拡大を図ります	・ 廃棄物焼却量の削減 ・ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
◇	産業廃棄物の減量化及び再資源化の推進	＜事業者＞ ○ 事業活動に伴い発生する産業廃棄物の排出抑制及び再資源化を推進しましょ		
【再生可能エネルギー等の最大限の活用】◆：特に力を入れる取組 ◎：特に期待される役割				
◆	廃棄物熱回収施設の整備促進	＜事業者＞ ◎ 産業廃棄物の再資源化を行う施設の効率化、高度化を進めましょ ◎ エネルギー・環境・リサイクル関連技術の開発や積極的な導入を進めましょ	◎ 国や県が実施する取組に積極的に協力します	・ 産業界における自主的取組の推進 ・ 脱炭素電源の拡大 ・ 次世代電力ネットワークの構築
◆	エネルギー・環境・リサイクル関連産業の育成・集積			

福島県気候変動対策推進計画（令和8年3月） 温室効果ガスの排出抑制対策 廃棄物部門より

静脈産業におけるDX化の取組について

1 これまでの主な取組（現行の廃棄物処理計画での施策）

現行計画での具体的な取組はありません。

2 現状

- 国は、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現と脱炭素化に向け、静脈産業（廃棄物処理・リサイクル業）のDX推進を重要な国家戦略として位置づけ
- 動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策を推進
- 脱炭素化と地方創生・資源循環を同時に達成するための実証事業や補助金制度を創設

3 県の取組

- 産業廃棄物処理の業務の省力化、効率化を図るためのDX（デジタルトランスフォーメーション）化への支援、AI技術を導入した産業廃棄物処理の高度化への支援

＜サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金＞

①産業廃棄物処理DX化推進事業（令和7年度から実施）

DX化による産業廃棄物適正処理の効率化に係る設備導入に対する補助
限度額 300万円（補助対象経費の1/2）

・導入例



リモート会議システム

業務一括管理システム

②AI技術開発・導入支援事業（令和8年度から実施）

AIによる産業廃棄物の適正処理の高度化に係る設備の開発・導入に対する補助

限度額 1,000万円（補助対象経費の1/2）

4 県の施策の方向性

DX化の推進に向けた取組について、次期計画に盛り込みます。

産業廃棄物の不法投棄防止の取組について

1 これまでの主な取組（現行の廃棄物処理計画での施策）

廃棄物の新たな不法投棄ゼロを目指し、警察、市町村などの関係機関と協力、連携しながら、以下のような各施策に取り組んでいきます。

（1）普及・啓発

- 優良な処理業者の育成、排出事業者への指導
- 不法投棄防止強調月間における広報、地域の団体の不法投棄防止活動への支援

（2）監視（抑止、早期発見）

- 不法投棄監視パトロール及び監視カメラによる日常的な監視体制
- 地域ぐるみで啓発や監視活動等に取り組む体制づくりを支援
- 警察、海上保安庁との連携による広域的な監視

○通報を受けた機関が所管する機関に情報提供を行う連携体制の構築

（3）広域連携

- 広域連携組織を活用した情報共有、パトロールや路上指導等の共同事業の実施

（4）発見時の対応

○市町村、警察等と連携した情報収集、現場調査等の実施

- 周辺環境への影響の程度の確認、行為者等の特定

（5）原状回復指導

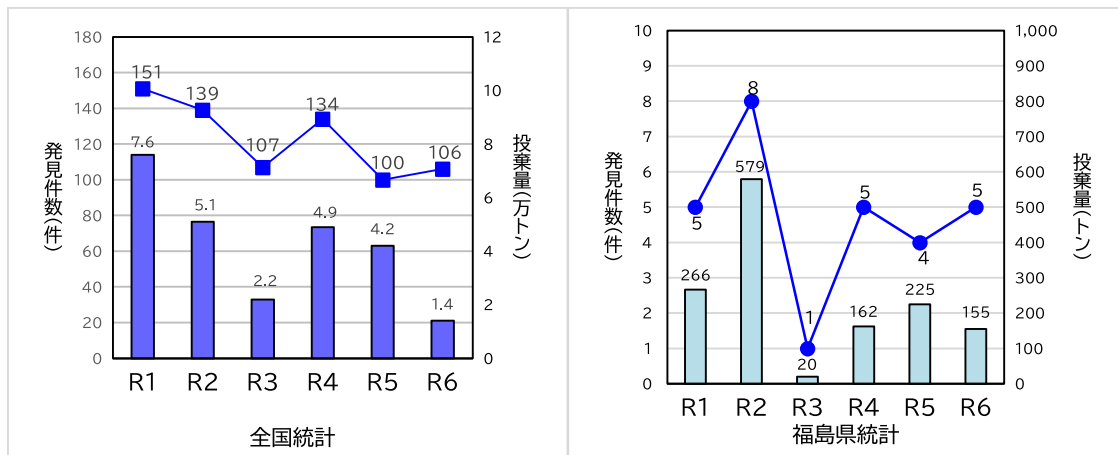
- 行為者等に対する速やかな原状回復の指導 など

2 現状

不法投棄の新規判明件数は、全国統計からみた場合、ピーク時の平成10年代前半に比べ減少しており、累次の廃棄物処理法の改正による罰則強化や監視強化などの不法投棄対策により、一定の成果が見られます。

一方で、令和6年度で年間106件、総量1.4万トンもの悪質な不法投棄が新規に発覚し、未だ後を絶たない状況にあります。

福島県での10トン以上の不法投棄の件数は5から10件程度で推移しています。



不法投棄の新規発見件数等の推移（左：全国、右：福島県）

※出典 「産業廃棄物の不法投棄の状況について」（環境省）

3 国の取組

(1) 不法投棄等の未然防止・拡大防止の取組

- 残存事案の都道府県別、支障等の状況別にリスト化し公表

- 都道府県等と連携した監視活動の強化、関係法令等に精通した専門家の派遣等

(2) 都道府県等が実施する不法投棄等の支障除去等への支援

- 廃棄物処理法に基づく国の補助、産業廃棄物適正処理推進センターの基金を活用した行政代執行費用を支援

4 県の施策の方向性

引き続き、不法投棄防止対策の取組を行うとともに、住民が不法投棄を発見した際の通報窓口についても、積極的に周知を図るよう次期計画に盛り込みます。